

令和８年度高畠町ソーラーシェアリングモデル園地整備事業 要求水準書

1 本要求水準書の位置付け

本要求水準書（以下「本書」という。）は、「令和８年度高畠町ソーラーシェアリングモデル園地整備事業」（以下「本事業」という。）において、高畠町（以下「町」という。）が提案を求める者（以下「提案者」という。）に求める要求水準を示すものである。

提案者は、本書に明記された事項（以下「要求事項」という。）を満たしたうえで提案を行うものとする。本事業の契約の相手方（以下「受注者」という。）は、引渡し完了までの間、要求水準を遵守しなければならない。

本書は、原則として事業が満たすべき水準（性能）を規定するものであり、作業手順、内容、実施体制等は、受注者の提案によるものとする。ただし、本書において仕様を指定した事項については、これに従うものとする。

2 事業の目的

本事業は、ゼロカーボンシティ宣言を行った本町において、町有地に営農型太陽光発電設備（ソーラーシェアリング）を整備することにより、次の事項の実現を目的とする。

- （１）農業の課題解決と再生可能エネルギーの地産地消の両立
- （２）発電電力の公共施設への供給による温室効果ガス排出量の削減
- （３）町内初のモデル園地としての知見の蓄積及び農業者等への普及・波及

3 事業概要

（１）整備地

ア 所在地 高畠町大字安久津字草刈内５４７、５９２－２

イ 現況及び農地法上の取扱い

対象地は、農地法上の農地に該当する。営農型太陽光発電設備の設置に必要となる一時転用許可の申請者は町とし、受注者は申請図書及び添付資料の作成その他必要な支援を行うこと。

ウ 整備面積 約５００㎡（別添「位置図」を参照）

エ 栽培作物 シャインマスカットほか

（２）整備内容

営農型太陽光発電設備一式（設計・施工・関係手続・引渡し）

本事業で整備する構造物は、太陽電池モジュールを支持する架台（以下「発電架台」という。）及びこれに付帯してぶどうの雨よけ被覆材を展張するための骨組み（以下「雨よけ骨組み」という。）から成るものとし、両者を併せて

「架台等」という。

(3) 太陽光発電事業計画

ア 発電規模

(ア) 発電出力（パワーコンディショナの定格出力合計）は50kW未満とし、低圧連系とする。

(イ) 想定年間発電量を、根拠となるシミュレーション条件（日射量データ・方位・傾斜角、遮光率、積雪・温度損失等）とともに示すこと。

イ 電力の供給先及び供給方式

(ア) 発電電力は、一般送配電事業者の系統に連系し、町が選定する小売電気事業者を介して公共施設へ供給する。

(イ) 発電電力の供給方法その他必要な事項は、町が選定する小売電気事業者との協議により定める。

ウ 業務の範囲

(ア) 現地調査、設計（構造計算を含む。）及び発電量シミュレーション

(イ) 営農型太陽光発電設備一式（架台等・基礎・太陽電池モジュール、パワーコンディショナ、電気設備等）の設置工事

(ウ) 系統連系に必要な設計及び工事並びに一般送配電事業者との協議・申請その他必要な手続

(エ) 試運転、性能確認及び引渡し

(オ) 維持管理計画に関する情報提供（引渡し後の保守業務は本事業の範囲に含まない。）

(4) 事業期間

契約締結の日から令和9年3月26日（金）までとする。詳細な工程は、受注者と協議のうえ定める。

4 導入設備の仕様

(1) 基本仕様

ア 出力は、パワーコンディショナ定格出力合計50kW未満とする。

イ 設備形式は、藤棚式（営農型）架台とすること。すなわち、支柱により支持された概ね水平な棚面の上部に太陽電池モジュールを分散して配置し、下部空間においてぶどうの雨よけ栽培及び栽培管理作業を継続できる構造とする。発電架台には、雨よけ骨組みを付帯して設けること。

ウ 支柱の配置、地上高及び支柱間隔は、栽培様式並びに営農者による栽培管理作業（せん定、摘房、収穫、防除、除草等）及び使用する農業機械の通行に支障のないものとし、その根拠を示すこと。

エ 架台等は、次に掲げる荷重及びこれらの組み合わせに対して安全であることを構造計算により示し、構造計算書を提出すること。

(ア) 架台等を含む発電設備一式の自重

(イ) 積雪荷重（設計に用いる垂直積雪量は、町の区域に適用される数値以上とする。）

(ウ) 風荷重（設計に用いる基準風速は、町の区域に適用される数値以上とする。）

(エ) ぶどうの樹体及び果実の荷重

(オ) 被覆材を展張した状態における荷重

オ 遮光率は、下部のぶどうの生育に支障を生じない範囲とすること。設定した数値及びその妥当性の根拠（栽培作物の必要日射量等）を示すこと。

(2) 太陽電池モジュール及びパワーコンディショナ

ア 特別豪雪地帯における設置に適した仕様（耐雪型）とすること。

イ 積雪期に被覆材を撤去することを前提とする場合は、その旨及び撤去時期の目安を明示し、無被覆状態を積雪時の設計条件とすること。

ウ 太陽電池モジュール面から滑落した雪が雨よけ設備、ぶどうの樹体又は通路に堆積することによる影響を考慮し、必要な措置を講じること。

(3) 監視装置

ア 遠隔監視が可能な装置を設置すること。

イ 監視データは、町が閲覧できるものとする。

(4) 非常時電源

ア 停電時において、太陽光発電設備が発電している場合に、自立運転により電源を取り出すことができる機能を備えること。

イ 取り出し可能な電力及び想定される用途を示すこと。

(5) 系統連系

ア 一般送配電事業者の技術要件及び関係法令に適合するよう、適切に系統連系を行うこと。

イ 系統連系に係る一般送配電事業者との協議、申請その他必要な手続は受注者が行い、その進捗及び結果を町に報告すること。

ウ 受注者は、一般送配電事業者から工事費負担金の金額、支払期限その他必要な事項が示された場合は、速やかに町に報告するとともに、町による支払いに必要な書類の提出その他必要な支援を行うこと。

(6) ぶどう雨よけ設備

ア 骨組みは、ぶどうの雨よけ栽培に適した形状及び寸法とし、想定する被覆材の規格に適合すること。

イ 営農者が被覆材を展張し、及び撤去することを前提とした構造とし、被覆材の固定に必要な金具、金物その他の部材を備えること。

5 求める要件

(1) 設備の品質及び供給・保守体制

ア 設備は、新品かつ高品質なものとし、中古品は認めない。

イ 国内に供給及び保守の責任を有する事業者が存在すること。

ウ 製品ごとに保証内容（保証期間、保証範囲及び太陽電池モジュールの出力保証を含む。）を示すこと。あわせて、引渡し後に町が自ら維持管理を行う場合において、保証の維持に必要な点検の要件を明示すること。

（２）ぶどう雨よけ設備

ア 本事業の範囲は雨よけ設備の骨組みまでとし、被覆材（フィルム等）の調達及び展張は本事業の範囲に含まない。

イ 苗木の植栽、土壌改良、かん水設備、防除設備、防風ネット及び防鳥網の設置等は本事業の範囲に含まない。

ウ 設計に際しては、町及び営農者と協議し、栽培様式（仕立て方法、棚の高さ、通路幅等）を確認のうえ計画すること。

（３）施工計画の適正性

ア 周辺住民への配慮、設備の仕上げ、安全確保対策等について十分な計画を有すること。

（４）各種手続の支援体制

ア 農地法に基づく一時転用許可申請は町が行うが、申請に必要な書類の作成支援を行うこと。

イ 電気事業法に基づき必要となる届出等について、手続を行うこと。

ウ その他、本事業に必要な関係法令上の手続について支援すること。

（５）事業費

ア 総事業費は１０，０００，０００円以内（消費税及び地方消費税を含む。）であること。

イ 総事業費には、現地調査、設計、発電設備及びぶどう雨よけ設備の設置工事、系統連系に必要な設計及び工事、一般送配電事業者との協議・申請その他必要な手続に要する費用、試運転及び性能確認に要する費用その他引渡しまでに必要な一切の費用を含むものとする。

ウ 一般送配電事業者から請求される工事費負担金は、町が別途、一般送配電事業者へ直接支払うものとし、提案価格及び本事業の契約金額には含めない。

エ 提案者は、工事費負担金を提案価格及び見積金額に計上しないこと。ただし、提案時点でその概算額を把握している場合は、提案価格とは別に参考額として示すこと。

オ 引渡し後の維持管理及び保守に要する費用は、提案価格及び本事業の契約金額に含めない。

（６）事業運営・展開に向けた提案

ア ゼロカーボンシティ実現に取り組む町の実情を理解し、事業目的の達成に資する有効かつ実行可能な提案を行うこと。

6 検査及び成果品

(1) 検査

受注者は、設備の設置完了後、試運転及び性能確認を行い、町の完成検査に合格すること。

(2) 成果品

事業完了時の成果品は、次のとおりとする。

- ア 設計図（配置図・平面図・立面図・詳細図）
- イ 構造計算書
- ウ 発電量シミュレーション書
- エ 電気関係図面
- オ 機器図面
- カ 機器取扱説明書
- キ 施工前・施工中・施工後写真
- ク 各種届出書及び許可書の写し
- ケ 保証書
- コ 維持管理・点検マニュアル
- サ 非常時電源の操作手順書
- シ その他監督職員が指示するもの

7 受注者の責務

- (1) 本事業の目的・趣旨等を十分に理解し、本書及び関係法令、基準、規程等を遵守して業務を遂行すること。
- (2) 本書に示された性能を効率的かつ合理的に満足するよう、創意工夫を発揮すること。
- (3) 本書は、本事業に必要な基礎的事項のみを示したものであり、記載のない事項であっても必要と認められるものについては、別途町と協議すること。

8 秘密の保持

受注者は、本事業の実施により知り得た情報について、町の承諾なしに第三者に開示又は漏洩せず、また、本事業以外には使用しないものとする。この義務は、契約終了後も存続する。

9 本書等の変更

町は、事業期間中、次の各号のいずれかに該当するときは、本書又は契約内容を変更することができる。この場合、あらかじめ受注者に通知し、必要に応じて協議の上、変更契約を行うものとする。

- (1) 法令等の変更により、変更の必要が生じた場合
- (2) 災害又は事故等により、変更の必要が生じた場合

(3) その他、本事業の実施上、変更することが必要又は相当と認められる場合

1 0 提出書類の取扱い

(1) 著作権

町が示した実施要領等の著作権は町に帰属し、提案者が提出した書類の著作権は当該提案者に帰属する。ただし、事業者選定結果の公表等、町が必要と認める場合は、町は提出書類の全部又は一部（公にすることにより提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除く。）を使用できるものとする。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料又は施工方法を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を提案者及び受注者が負担するものとする。

(3) その他

町は、提出された書類は返却しない。

1 1 その他

本書に定めのない事項は、町の契約約款その他関係規程による。